

資料1-1

現職教員の資質能力の向上について

1. 現職段階の教員に求められる資質能力について（これまでの議論の整理）	1
2. 現職段階の教員の資質能力の向上について今後求められるもの（これまでの議論を踏まえて）	2
3. 専門免許状に関する審議経過報告における指摘事項	3
4. 専門免許状について①（議論のためのたたき台）	4
5. 専門免許状について②（議論のためのたたき台）	5
6. 専門免許状について③（議論のためのたたき台）	6
7. 現職教員の資質能力向上に関する諸制度の比較	7
8. 審議経過報告における初任者研修に関する記述	8
9. 初任者研修の今後の在り方について（議論のためのたたき台）	9
10. 審議経過報告における10年経験者研修に関する記述	10
11. 10年経験者研修の今後の在り方について（議論のためのたたき台）	11
12. 審議経過報告における国や任命権者が行う研修の在り方に関する記述	12
13. 国や任命権者が行う研修の今後の在り方について（議論のためのたたき台）	13
14. 審議経過報告における教員免許更新制に関する記述	14
15. 教員免許更新制の今後の在り方について	15

現職段階の教員に求められる資質能力について（これまでの議論の整理）

政治、経済、産業等の急速な高度化、グローバル化や情報化等によってもたらされた世界情勢の激変の中で、知識が社会・経済の発展の源泉となる「知識基盤社会」が本格的に到来

今後の社会において求められる人材

- ・多様な人々とともに新しい公共を担う人材
- ・ICTを積極的に活用して将来の産業界を牽引する人材
- ・国際的視野を持ち、先見性や創造性に富む人材、各分野の指導力を有する人材
- ・人々のつながりや社会の絆を大切にする人材

これからの学校

これからの学校の在り方

- ・教員と児童生徒に加え、地域の大人・学生たちの参加
- ・一斉指導を行うだけでなく、個別化や創造的・協働的な学習の重視
- ・個に応じた指導の充実
- ・ICTの積極的活用
- ・学校の様々な課題について組織的に対応

指導内容の充実の方向性

- ・基礎的・基本的な知識・技能の修得
- ・思考力・判断力・表現力等の育成
- ・学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ・豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

望ましい教員像

- ・子どもたちや保護者はもとより、広く社会から尊敬され、信頼される質の高い教員
- ・自ら学び続け、研究・探究力を有する教員（既知を切り売りする教員像からの脱却）

教員に求められる資質能力

- ・人格や社会性、他の同僚とチームで対応する力など（人間力：教員である前の人としての基本に関わる要素）
- ・使命感や責任感、教育的愛情、自主的・自発的に学び続けることなど（研究・探究力：教員に必要な資質に関わる要素）
- ・専門職としての高度な知識・技能（実践力）
①実践的な指導力、②教科に関する専門的知識、③生徒指導、学級経営、学校経営など

中堅教員や管理職など指導的な立場に立つ教員に求められる資質能力

- ・地域や学校における指導的役割を果たしうる教員として、教科指導、生徒指導、学級経営等について、高い専門性を有し、標準レベル以上の職務遂行能力を有する。

現職段階の教員の資質能力の向上について今後求められるもの (これまでの議論等を踏まえて)

- ① 現職段階の教員が学ぶ手段は様々に用意されているが、体系化・可視化が不十分であり、体系化・可視化をする必要がある。
 - ② 現職段階の教員が学ぶ手段は様々に用意されているが、学習を評価するシステムが不十分であり、評価システムを整備する必要がある。
- 教員が教職生活の全体を通じて不斷に専門性を高めるため、現職段階においては、学習成果を教員免許制度において評価・認定し、教員の資質能力向上を可視化する仕組みを構築してはどうか。
- 教職生活を通じて、より高い専門性と社会性を身につけることを支援するため、一定の専門性を公的に証明する「専門免許状(仮称)」の創設について検討してはどうか。

専門免許状に関する審議経過報告における指摘事項等

専修免許状について

- ①上位の免許状を取得しても待遇と結び付かないこと
- ②教科別の免許状のみであり、例えば、教職に関する科目のみを取得しても免許状の取得が可能であるなど、教職の専門性との結びつきが弱いこと など

専門免許状について、今後の検討に当たっての論点

- ・「専門免許状(仮称)」の信頼性を確保し、教員の専門性の有無を真に証明できるものにするためには、どのような枠組みを作ったらよいか。
- ・「専門免許状(仮称)」の区分についてどのように考えるか(例えば、学校経営、生徒指導、進路指導、教科指導、特別支援教育、外国人児童生徒に対する教育、情報教育など)。
- ・「専門免許状(仮称)」の取得の効果をどう考えるか。例えば、学校経営について、管理職登用条件の一つとすることも考えられる。
- ・取得対象者に一定の教職経験(例えば教員経験10年以上)を求めることとするか。また、学校経営については教員免許状を有しない者についても取得を可能とするか。
- ・大学のカリキュラム以外にも、例えば、大学が主催する講習等の履修を累積して取得することも可能とするか。
- ・「専門免許状(仮称)」と学位との関係をどう整理するか。
- ・教員は、採用後、日々の教育実践や授業研究等の校内研修、民間教育研究団体の研究会、自発的な研修を通じて、実践的な指導力を身に付けていくが、そうした実力を免許状に反映できるようにするにはどうしたらよいか。

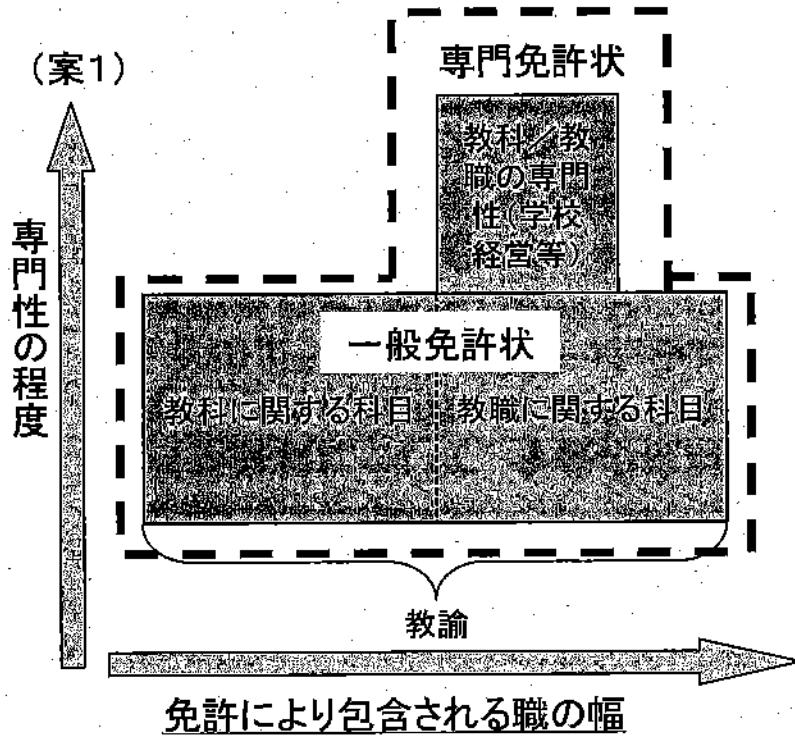
専門免許状について①（議論のためのたたき台）

- 専門免許状の位置付けについて、例えば、以下の2つが考えられる。

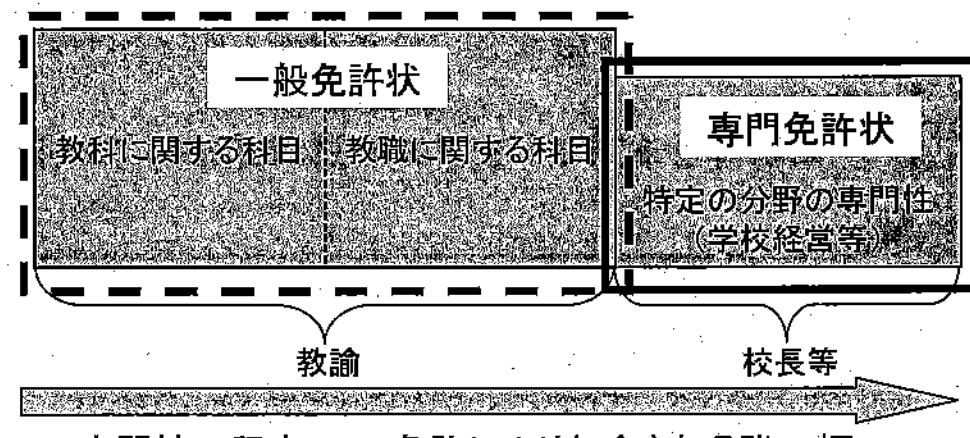
案1：専門免許状は、一般免許状を基礎として、特定の分野についてより深い学識を積んだことを証明するものとして位置づける（一種免許状と専修免許状との関係に近いものとする。）

案2：専門免許状に特定の効果を付与し（授与されることにより就くことのできる職が広がるなど）、一般免許状とは別の免許状として位置づける。（幼・小・中・高の教諭の免許状と特別支援学校教諭免許状との関係に近いものとする。）

（案1）



（案2）



<論点>

- 専門免許状取得による、身分上の扱い等の効果がなく、取得のインセンティブが生じにくいため、別途、インセンティブ付与の方策が必要。
- 専門免許状は博士レベルの免許状となるが、どう考えるか。

<論点>

- 専門免許状の取得を、管理職や主幹教諭、指導教諭の要件とすることにより、これらの職の希望者が減少する恐れがある。（どの程度有効なインセンティブとして働くか。）
- 専門免許状所持者について、教職大学院等の実務家教員となる道を開くことも考えられないか。

専門免許状について②（議論のためのたたき台）

○専門免許状の区分について

- ・学校経営、生徒指導、進路指導、教科指導(各教科ごと)、特別支援教育、外国人児童生徒教育、情報教育等、学校の校務等に対応したものとしてはどうか。
- ・上記の各区分について、免許状として位置付けることが可能か。
- ・複数の区分の取得を可能とするか。

○専門免許状の取得効果について

- ・専門免許状の位置付けについて、案2とする場合、例えば、以下の職等についての登用条件の一つ又は職務命令等をする際の参考としてはどうか。

職名(根拠法令)	登用条件の一つ又は職務命令等をする際の参考とする専門免許状の種類
校長、副校長、教頭(学校教育法)	学校経営
主幹教諭(学校教育法)	学校経営、生徒指導、進路指導
指導教諭(学校教育法)	生徒指導、進路指導、教科指導(各教科ごと)、特別支援教育、外国人児童生徒教育、情報教育
教務主任(学校教育法施行規則)	学校経営、生徒指導、進路指導、特別支援教育、外国人児童生徒教育、情報教育
生徒指導主事(学校教育法施行規則)	生徒指導
進路指導主事(学校教育法施行規則)	進路指導

- ・各教科ごとの専門免許状の取得について、処遇への反映をどのように考えるか。
- ・学校教育法施行規則や通知等で定められているその他の職についても、専門免許状の取得を登用条件の一つ又は職務命令等をする際の参考とする考えられないか。

専門免許状について③（議論のためのたたき台）

○専門免許状の取得要件について

- ・一般免許状取得後、教員経験10年以上としてはどうか。
- ・学校経営、生徒指導、進路指導、特別支援教育、外国人児童生徒教育、情報教育については、教員免許状を有しない者についても取得を可能としてはどうか。（この場合、案2の考え方に基づくことが前提。）
- ・学位の取得とは分けて考えてはどうか。

○取得する課程等について

- ・認定を受けた修士レベルの課程等（①専門職学位課程、②修士課程、③これらの内容に類する学修プログラム（教育委員会が大学との連携・協力により運営するプログラム、教職特別課程の活用、履修証明プログラムの活用等）、④文部科学大臣が認定する大学院と教育委員会が連携した講習）としてはどうか。
- ・校内研修や、近隣の学校との合同研修会等についても要件を満たせば、取得単位の一部として認定を可能としてはどうか。

○その他

- ・専門免許状の取得を義務づけるか、努力義務とするか。
- ・現在、免許状を上進する際に教育職員検定を経ることとしているが、専門免許状についても、教育職員検定を経て授与してはどうか。
- ・勤務実績をどのように評価するか。

現職教員の資質能力向上に関する諸制度の比較

	初任者研修	10年経験者研修	教員免許更新制	専門免許状
目的、性格	教諭等の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修	個々の能力、適性等に応じた教諭等の資質の向上を図るための研修	最新の知識技能の修得	特定の分野について、より高い専門性と社会性を身につけていくことを支援するため、一定の専門性を公的に証明
対象者	公立学校(幼稚園を除く。)の教諭・助教諭・講師	公立学校の教諭・助教諭・講師	国公私立学校の教員	特定分野の専門性を高め、将来、指導的立場で活躍することが期待される教員
実施主体	都道府県・指定都市・中核市の教育委員会	都道府県・指定都市・中核市の教育委員会	大学等	大学、任命権者等
実施時期	採用から1年間	採用から10年経過後	10年毎	
期間	校内:300時間程度 校外:25日間程度 (一例として提示)	校内:20日間程度 校外:20日間程度 (一例として提示)	30時間 (教育職員免許法第9条の3第2項)	

審議経過報告における初任者研修に関する記述

- 初任者の時期は、大学における養成段階と学校現場における実践とをつなぐ重要な時期であり、この時期に教職への自覚を高め、自立した教育活動を展開していく素地を作るため、組織的、計画的な研修を実施する必要がある。こうした認識の下、初任者研修制度は、国・公立学校の教員の現職研修の最初の段階に位置付けられる制度として、採用後1年にわたり校内研修と校外研修を組み合わせた研修を通じて、実践的指導力や使命感を養い幅広い知見を得させるため、昭和63年度に創設された（平成16年度以降は公立学校のみ）。
- これまでの審議において、初任者研修の期間を2年から3年とし、適性を見分けながら、それに合った資質能力の向上を図っていくべきではないかという意見もあった。例えば、教育委員会によつては、大量退職により増加する若手教員に、授業力とともに様々な教育課題に適切かつ柔軟に対応できる力量形成を図るため、初任者研修に加え、独自に行っている2年次研修、3年次研修を組み合わせ、これらを若手教員育成研修として一つの研修体系として実施している。
- こうした教育委員会による新たな動きを見据えつつ、初任者研修の改革の方向性としては、例えば、平成18年中央教育審議会答申でも指摘されていたように、教職大学院の修了者について、教育委員会の判断により初任者研修の一部又は全部を免除できるようにすることが考えられる。
さらに、修士レベルの課程等については、初任者研修の実施内容を取り込んだものとするなど養成期間と初任者の時期について複合的に考え、初任者研修について発展的に解消することも含め、今後検討を進めていくことが必要である。

初任者研修の今後の在り方について（議論のためのたたき台）

初任者研修については、例えば以下の通りとすることが考えられる。

案 教員養成を修士レベル化することに伴い、初任者研修については、法律上の実施義務を廃止することや「類する学修プログラム」への移行も含め、より弾力的な対応ができるようにする。

【論点】

- ・ 初任者研修制度は定着していると考えるが、法律上の実施義務を廃止する場合、現職研修が後退するのではないか。
- ・ 法律上の実施義務を維持する場合、教員志望者の負担感の増大につながり、教員志望者の減少を招かないか。
- ・ 法律上の実施義務を維持する場合、修士レベル化とともにを行う、初任者研修制度の目的をどのように考えたらよいか。
- ・ 法律上の実施義務を維持する場合、修士レベルで身に付けることと初任者研修で身に付けることの区分をどう考えるか。
- ・ 初任者研修を「類する学修プログラム」として位置付ける場合、大学との連携をどのようにを行うか。また、期間については、どのように考えるか。

審議経過報告における10年経験者研修に関する記述

- 教員免許更新制の課題としては、本制度が、教員自身の自発的な学びにつながっているかどうかという点や、受講料や手続き等の教員の負担の問題、免許状更新講習と10年経験者研修との関係整理が挙げられる。
- その際には、「専門免許状(仮称)」と関連づけて検討するとともに、定期的な資質能力のリニューアルや大学の全面的な参画を維持していくことが有益である。また、公立学校の教員については、10年経験者研修との関係についても、整理していく必要があると考えられる。なお、10年経験者研修との関係整理については、運用面の更なる改善を図ることについて早急に検討を進める必要がある。

10年経験者研修の今後の在り方について（議論のためのたたき台）

10年経験者研修については、例えば以下の通りとすることが考えられる

案 10年経験者研修の法律上の実施義務を廃止することも含め、より弾力的な対応ができる
ようにする。

【論点】

- ・ 10年経験者研修以外の経年研修も各教育委員会により実施されているところではあるが、定着してきた制度の法律上の実施義務を廃止する場合、法的な担保がなくなり、現職研修が後退するのではないか。
- ・ 10年経験者研修の法律上の実施義務を維持する場合、専門免許状取得のための講習等との重複感が生じるのではないか。

審議経過報告における国や任命権者が行う研修の在り方に関する記述

- 教員個人に着目すると、一般的に、養成期間よりも、その後の教職生活の方が圧倒的に長いことから、現職段階における資質能力の向上方策について、どのように制度設計していくかは大変重要である。今回の改革では、教員の資質能力の向上について、教職生活全体を通じて制度として支援していくという考え方に基づき、制度の見直しを進めていくこととしている。今後は、任命権者と大学が連携した研修の実施の在り方や任命権者が行う研修の受講成果を「専門免許状(仮称)」取得の単位の一部とすることなどについて検討する必要がある。
- また、教員研修は、現在、国と地方が適切な役割分担のもと、国においては、教育政策上真に必要な分野に限定し、講師や中核的指導者を対象とする研修事業を行っている。こうした仕組みは、研修全体の効果を高める上で大変重要であり、今後とも教育委員会や大学等と連携しつつ、必要な刷新を図る。独立行政法人教員研修センターにおいては、こうした国における研修の実施機関として、効率的・効果的な取組に努めていく必要がある。今後とも、管理職マネジメント、ICT、英語コミュニケーションなど真に必要な研修に厳選し、その実施に努めるべきである。

国や任命権者が行う研修の今後の在り方について（議論のためのたたき台）

国や任命権者が行う研修については、例えば以下の通りとすることが考えられる
(国が行う研修)

案 国においては、教育委員会や大学等と連携しつつ、中核的な人材や指導的人材を育成するため、管理職、将来管理職となる中堅教員を対象とした研修、ICT、英語コミュニケーション、防災教育等喫緊の課題に対応した研修に厳選し、その実施に努める。

【論点】

- ・ 国が実施する研修についても要件を満たせば、専門免許状取得単位の一部とすることとしてはどうか。
- ・ 教育委員会や大学とのネットワークをどのように構築するか。

(任命権者が行う研修)

案 任命権者においては、所属教員の資質能力向上のため、教職経験に応じた研修、職能に応じた研修、専門的な知識・技能等に関する研修等の実施に努める。また、受講成果を専門免許状取得単位の一部とするよう、大学等と連携した研修の実施に努める。

【論点】

- ・ 大学との連携をどのように進めるか。
- ・ 校内研修や自主研修の活性化をどのように進めるか。

審議経過報告における教員免許更新制に関する記述

- 近年、学校教育をめぐる状況は大きく変化しており、教員免許状の取得後も、教員として必要な資質能力は常に変化している。教員免許更新制は、教員が最新の知識技能を修得し、自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得るために制度として創設され、平成21年4月より実施されている。
- これまでの審議において、免許状更新講習の意義としては、現職教員が10年に一度、定期的に最新の知識・技能について学ぶ、「学びの継続性」の観点は有益であることや、現職教員の資質能力の維持・向上を大学が担うという新しい側面を生み出したことが挙げられるが、一方、免許状失効という仕組みの面では問題があるなどの意見も出された。
- 教員免許更新制の課題としては、本制度が、教員自身の自発的な学びにつながっているかどうかという点や、受講料や手続き等の教員の負担の問題、免許状更新講習と10年経験者研修との関係整理が挙げられる。
- これまでの検証も踏まえ、教員免許更新制については、教員が教職生活の全体を通じて自発的かつ不斷に専門性を高めることを支援する新たな制度への移行も視野に入れて検討を進める。
- その際には、「専門免許状(仮称)」と関連づけて検討するとともに、定期的な資質能力のリニューアルや大学の全面的な参画を維持していくことが有益である。また、公立学校の教員については、10年経験者研修との関係についても、整理していく必要があると考えられる。なお、10年経験者研修との関係整理については、運用面の更なる改善を図ることについて早急に検討を進める必要がある。

教員免許更新制の今後の在り方について（議論のためのたたき台）

○教員免許更新制の課題について

【論点】

(自発的な学びにつながっているかについて)

- ・ 免許状更新講習の事後評価結果が高いこととの関係をどのように考えるか。

(受講料や手続き等の教員の負担の問題について)

- ・ 受講料や手続き、受講機会の確保等教員の負担を減らすことはできないか(受講料は約3万円、更新手続きは約3千円ほどかかる)。

- ・ 免許状失効という仕組みについてどのように考えるか。

○教員免許更新制の今後の在り方について

【論点】

(総論)

- ・ 現行の教員免許制度においては、最新の知識技能を身に付けるため、教員免許更新制が導入されているが、新たな教員免許制度において、更新制をどのように考えるか。

(教員免許更新制を維持する場合)

- ・ 新たな教員免許制度において、更新制を維持する場合、その目的や理由についてどのように考えるか。
- ・ すべての教員免許状に更新制を適用するか、一部の教員免許状に適用するか。
- ・ 現職教員の資質能力向上に関する諸制度との関係をどのように調整するか。

(教員免許更新制を維持しない場合)

- ・ 新たな教員免許制度において、更新制を維持しない場合、その理由についてどのように考えるか。
- ・ 代替する制度についてどのように考えるか。
- ・ 現職教員の資質能力向上に関する諸制度との関係をどのように調整するか。

(専門免許状との関連について)

- ・ 専門免許状により担保される専門性と教員免許更新制により担保される最新の知識技能との関係についてどのように考えるか。